

## 訪問介護・訪問型サービス利用料金表

## ◎基本料金

身体介護が中心の場合	
20分未満	163単位
20分以上30分未満	244単位
30分以上60分未満	387単位
60分以上90分未満	567単位
30分追加毎	82単位
生活援助が中心の場合	
20分以上45分未満	179単位
45分以上60分未満	220単位
通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	97単位
身体介護に引き続き生活援助を行なった場合	
20分以上	65単位
45分以上	132単位
70分以上	195単位
訪問型サービス（赤井川村の定める単位）の場合 ※月定額による	
(Ⅰ) 週1回（1か月につき）60分未満	1,176単位
(Ⅱ) 週2回（1か月につき）60分未満	2,349単位
(Ⅲ) 週3回（1か月につき）60分未満	3,727単位
訪問型サービス（赤井川村の定める単位）の場合 ※回数による	

## ◎加算料金等

初回加算 (初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合)	200単位/月
特別地域訪問介護加算 (離島・山間・へき地など地域に所在する事業所又はその一部として使用されている事業所の訪問介護員等がサービスを行った場合)	所定単位数×15%